



問　　昨年、墜落防止用器具（安全帯）のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務について、新たに特別教育の対象となりましたが、そのほかに改正はありましたか。

答　　特別教育とは、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、一定の危険有害な業務に労働者を従事させる際に、必要な知識、技能を付与するために事業者が行わなければなら

ない教育のことです。労働安全衛生規則（以下「安規」という）第36条に対象業務が定められています。昨年、2点の改正がなされています。

【1点目】

- ・安規第36条「4号の2」として、「対地電圧が50ボルトを超える低压の蓄電池を内蔵する自動

◆特別教育・対象業務の追加等改正点◆

池 戸 宏 光

- ・車の整備の業務」が追加されました。
- ・現在、電気自動車等（電気自動車及びハイブリッド車等）のうち、積載されているバッテリーの電圧が50ボルトを超えるものの整備の業務は、低圧電気業務に該当する
- ・ことから、安規第36条4号（低圧電気業務等）に基づく特別教育が義務付
- ・参考通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」
- ・施行期日は、令和元年10月1日からです。

けられています。

しかし、現行の特別教育には、電気自動車等の整備業務において必要な知識が含まれている

一方、インバーター、コンバータ、サービスプラグ等の電気自動車等に特有の構造等に伴う危険・有害性等の知識は、電気自動車等の整備業務に重要であることから、

（令和元年8月8日基発
0808第1号）

【2点目】

- ・現在、伐木の直径等で区分されている安規第36条8号と8号の2の特別教育を統合、8号「チエーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に整理されました。

護衣等の着用」が追加、充実が図られています。

・改正の施行日及び特別教育規定の適用日は、令和2年8月1日です。

従つて、現行安規第36条8号又は8号の2特別

教育修了者は、令和2年7月までに、特別教育の補講を受けることが望まれます。

・講習会の開催日、補講時間につきましては、講習を開催しています「林業・木材製造業労働災害防止協会」の各県支部に照会してください。

・その他、伐木作業等における労働災害を防止するためには、安規の一部改正が行われ、令和元年8月1日施行されています。

・参考通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日基発0214第9号）

※参考通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（池戸労務安全管理事務所所長）